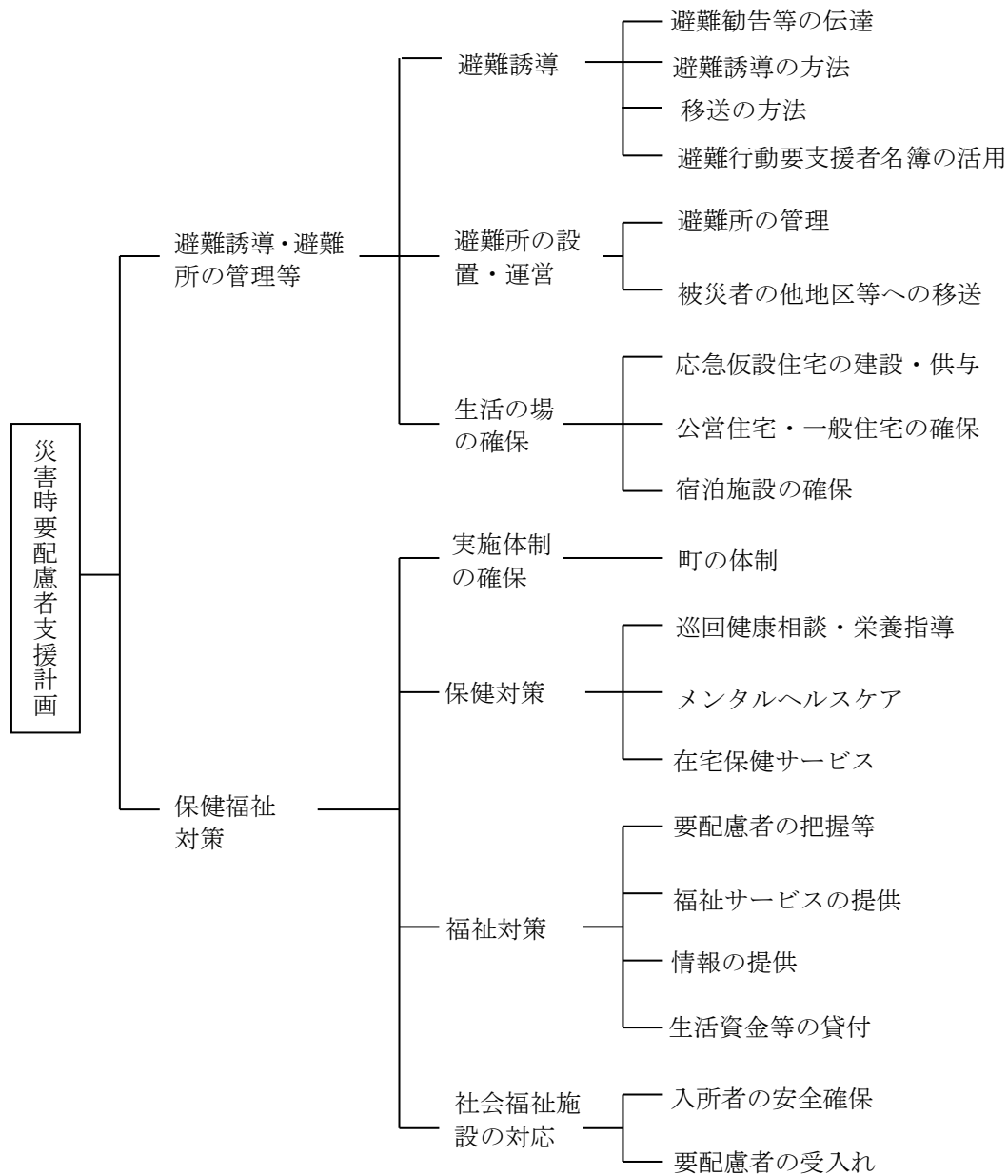


第15章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じた、きめ細やかな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため町は、本計画とともに「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、要配慮者支援組織の編成、支援内容とともに、支援組織の支援能力、要配慮者の防災力の向上等に関する具体的事項について定める。



第1節 避難誘導・避難所の管理等

町は、避難計画の実施にあたり、「和木町要配慮者支援マニュアル」に準拠する他、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。

また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難の勧告等の伝達

避難の勧告等を行う町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な観光客等にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難勧告等が発令された場合、町は、岩国警察署、岩国地区消防組合、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿の活用

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

町は、避難所の設置・運営にあたり、「和木町要配慮者支援マニュアル」に準拠する他、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した適切な対応を行う。

町は「災害時受援計画」に基づき、県より広域的な福祉支援を受ける。

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、遺児等の他、「和木町要配慮者支援マニュアル」に示す「要配慮者支援班(保健福祉課)」は、「要配慮者名簿」に基づき、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力し、安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳士、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員等の福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

(3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、県及び町は、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、町は、県、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、「和木町要配慮者支援マニュアル」に示す「要配慮者支援班(保健福祉課)」を主体として、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要援護者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 町の体制

町は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、「和木町業務継続計画」、「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この際、町職員において対応が不足する場合は、「災害時受援計画」に基づき、県に対して応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、町からの要請に応じ、福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、町は、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 町の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康相談・栄養指導
- 2 県精神保健福祉センター、岩国健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問介護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、町は、県及び他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

町は、発災後直ちに福祉関係職員等を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う災害時要援護者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

(1) 町は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は、町等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護依頼等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 町は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

町は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、

症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、「災害時受援計画」に基づき、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は町・県に対し、支援を要請する。

町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、町等の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。